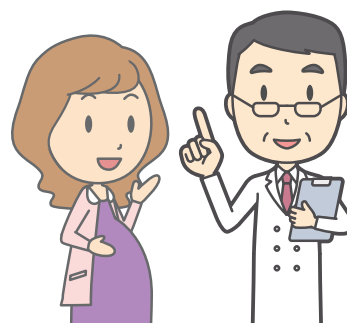


1 妊娠したら…どうなるの？

Q1. 妊婦健診は行けますか？業務の負担はどうなるの？

使用者には、妊娠中の女性（妊婦）と産後1年以内の女性（産婦）の健診の時間確保が義務付けられており、健診時間が勤務中と重なる場合でも健診を受診することができます。

また、妊産婦については、母性保護の観点から、様々な措置が義務付けられています。例えば、妊産婦が請求した場合、使用者は、法定時間外労働・法定休日労働・深夜労働をさせてはなりません。重量物を扱う業務等、就かせてはいけない業務もあります。また、妊娠中の女性労働者が請求した場合の軽易な業務への転換や医師などの指導が守られるような措置を講じる必要があります。



Q2. つわりで体調が悪いです、我慢しないといけないの？



母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を使うことができます。母健連絡カードとは、医師等が行った指導事項の内容を、妊産婦である女性労働者から使用者へ的確に伝えるためのカードです。

使用者は、母健連絡カードの記載内容に応じ適切な措置を講じる義務があります。

Q3. いざ産休取得！一体どれだけ取れるの？

産前・産後休業の期間は法律で決められています。

① 産前6週間
(多胎妊娠の場合14週間)

出産

② 産後8週間

①休業を請求した場合、使用者は就業させることはできません。

②請求の有無にかかわらず、使用者は就業させることはできません。

ただし、産後6週間経過後、本人が請求し、医師が支障なしと認めた業務には、就業させることができます。

産前・産後休業は、労働契約の期間の定めの有無にかかわらず取得できます。